

地球温暖化関係年表（1985～2008年）

年	世界の動き	日本の動き
1985	<ul style="list-style-type: none"> ○国連環境計画（UNEP）主催により、オーストリアでフィラハ会議を開催 ・ 科学者による地球温暖化に関する初の国際会議 ・ 21世紀前半に地球の平均気温の上昇が人類未曾有の規模で起こりうるとの声明を発表 	
1988	<ul style="list-style-type: none"> ○カナダ・トロントでトロント会議（気候変動に関する国際会議）を開催 ・ 46か国の政治家、研究者による地球温暖化に関する初の国際会議 ・ CO₂の排出量を2005年に1988年レベルより2割削減することを提案 ○ UNEP と世界気象機関(WMO)が IPCC を設置 ・ 地球温暖化に関する科学的側面をテーマとした初の政府間における公式な検討の場 	
1990		<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止行動計画を策定（地球環境保全に関する関係閣僚会議決定） ・ 温暖化対策を総合的・計画的に推進するための方針及び取り組むべき対策の全体像
1992	<ul style="list-style-type: none"> ○国連環境開発会議（地球サミット）をブラジル・リオデジャネイロで開催 ・ 気候変動枠組条約を締結、155か国が署名、1994年発効 	
1995	<ul style="list-style-type: none"> ○ドイツ・ベルリンで COP1 を開催 ・ COP3までに先進国の温室効果ガスの削減目標を設定する議定書の作成を決定（ベルリン・マンデート） 	
1997	<ul style="list-style-type: none"> ○京都で COP3 を開催し京都議定書を採択 ・ 各国ごとに法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標を設定、日本は基準年比6%減 ・ 京都メカニズム（JI、CDM、排出量取引）に合意 	
1998	<ul style="list-style-type: none"> ○アルゼンチン・ブエノスアイレスで COP4 を開催し、ブエノスアイレス行動計画を採択 ・ 京都メカニズムの具体的なルールや順守の問題について COP6での決定を目指して検討することに合意 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策推進大綱を策定（地球温暖化対策推進本部決定） ・ 環境と経済の両立、ステップ・バイ・ステップ・アプローチ、各界各層一体の取組推進、国際的連携の確保など方針提示 ○エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）を改正 ・ トップランナー方式の導入 ・ 大規模エネルギー消費工場に省エネ計画作成提出の義務づけ ○地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）を制定 ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明記
1999	<ul style="list-style-type: none"> ○ドイツ・ボンで COP5 を開催 ・ 日本及び欧州諸国が2002年までの京都議定書発効の必要性を主張 ・ ブエノスアイレス行動計画の実施を再確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策に関する基本方針を策定（閣議決定） ・ 地球温暖化対策推進法に基づく総合的・計画的な地球温暖化対策のための基本方針

年	世界の動き	日本の動き
2001	<ul style="list-style-type: none"> ○モロッコ・マラケシュで COP7 を開催 ・京都議定書の運用細則に実質合意（マラケシュ合意） 	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ○インド・ニューデリーで COP8 を開催 ・デリー宣言を採択し、途上国を含む各国が排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進することを提言 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法を改正 ・大規模工場に準ずる大規模オフィスビルなどにエネルギー管理義務 ○地球温暖化対策推進法を改正 ・京都議定書目標達成計画の策定 ○地球温暖化対策推進大綱を見直し（地球温暖化対策推進本部決定） ・温室効果ガス種類その他の区分ごとに目標・対策・実施スケジュール
2005	<ul style="list-style-type: none"> ○EU 域内排出量取引制度（EU ETS）が開始 ・欧州に本格的な排出量取引市場が出現 ○京都議定書発効 ・アメリカ、オーストラリアなどが不参加 ○イギリスでグレンイーグルズ・サミットを開催 ・G20対話の設置に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書目標達成計画を策定（閣議決定） ・地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を継承 ○省エネ法を改正 ・運輸、工場・事業場、住宅・建築物分野における対策を強化 ○地球温暖化対策推進法を改正 ・温室効果ガス算定・報告・公表制度の導入
2006	<ul style="list-style-type: none"> ○オーストラリア・シドニーで APP 第 1 回閣僚会合を開催 ・APP の枠組みを規定する憲章と 8 分野のタスクフォース立ち上げに合意 ○イギリスのスターン博士が「スターン・レビュー」を発表 ・温暖化対策を早期かつ強力に実施すれば経済的な便益をもたらすと主張 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策推進法を改正 ・京都メカニズム活用のための制度を導入
2007	<ul style="list-style-type: none"> ○アメリカ・ニューヨークで国連気候変動に関するハイレベル会合を開催 ・国連事務総長のイニシアティブで、適応、緩和、技術、資金について集中的に議論 ○アメリカ・ワシントン DC で MEM1 を開催 ・アメリカが次期枠組みへの関与を表明 ○IPCC が第 4 次評価報告書を提出 ・地球温暖化が、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いと結論 	<ul style="list-style-type: none"> ○21世紀環境立国戦略を策定（閣議決定） ・地球温暖化の危機等の地球環境問題は、21世紀に人類が直面する最大の課題と認識 ・「気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ」等の 8 つの戦略を提示 ○「クールアース50」を発表 ・世界の温室効果ガス排出量を2050年までに現状比で半減する長期目標を提示
2008	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書の第一約束期間開始 ・2012年までの5年間 ○洞爺湖サミットを開催（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「クールアース推進構想」を発表 ・セクター別アプローチなどを提案 ○首相が地球温暖化問題に関する懇談会を開催 ・低炭素社会への転換に向けた方策、次期枠組みの国際的議論でリーダーシップを発揮するための方策について検討 ○京都議定書目標達成計画を改定（閣議決定） ・現行対策のみでは不足が見込まれるため、対策・施策を追加

（出典）環境省『平成13年版環境白書』p.47; 野村摂雄「地球温暖化対策推進法2006年改正の概要」『環境管理』2007.5; 「地球温暖化に係る国際交渉の経緯」<http://www.env.go.jp/earth/cop/koushou_keii.pdf> などをもとに作成。